

千葉市芸術文化振興事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、芸術文化活動への参加及び芸術文化の鑑賞の機会を市民に提供し、本市における芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う芸術文化事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該芸術文化団体に対し補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、活動の中心を市内とし、自ら企画・遂行する能力のある非営利の芸術文化団体（実行委員会の形式を含む。以下同じ。）であり、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなくてはならない。この場合において、共催する団体（以下「共催団体」という。）がある場合は、共催団体も次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 過去3年間に、芸術文化事業を自ら企画し、行った実績が1回以上あること
- (2) 会則・規約等を有すること
- (3) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされること
- (4) 政治・宗教活動を目的としていないこと
- (5) 国・地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと
- (6) 本市から運営等に係る経費の助成を受けている団体でないこと

2 実行委員会の形式による芸術文化団体にあつては、実行委員会又はその主たる構成団体が前項第1号を満たし、かつ、実行委員会が同項第2号から6号の要件を満たしている場合は、補助対象団体とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、共催団体が同項第5号または第6号の要件を満たさない場合に、実施する事業に対する共催団体の役割や効果が、名義使用、施設の期間前予約使用許可又は施設使用料の減免等の金銭的優遇の場合は、共催団体は同項第5号または第6号の要件を満たすものとみなす。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、芸術文化団体が市内で実施し、補助金交付による効果が期待できる芸術文化事業で、次の各号に該当するものとする。

(1) 市民参加事業

事業に関わる団体（主催者・共催者）の構成員や会員以外の市民（以下「一般の市民」という。）が出演・出品するなど、幅広い市民の事業への参加が見込まれ、芸術文化の裾野の拡大に貢献する事業

(2) 市民育成事業

芸術文化活動をする人材を、2～3年間の複数年で継続的・段階的に育成・支援し、芸術文化活動の活性化に資することが期待できる事業

(3) 市民参加特別事業

内容、規模等において通例を凌ぐ大規模事業で、幅広い一般の市民の事業への参加と、多くの集客が見込まれ、参加及び鑑賞等の機会を市民に広く提供するような、芸術文化の裾野の拡大

大に特に貢献する事業

- 2 前項各号の事業は、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための必要な対策を講じて実施するものとする。
- 3 前第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。
 - (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 国、地方公共団体からの補助、助成、委託等を受けている事業
 - (3) 政治・宗教活動を目的としている事業
 - (4) 収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
 - (5) 事業の参加者（出演者・出品者）が、事業に関わる団体（主催者・共催者）の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象とする事業
 - (6) その他市長が適当でないとするもの

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助上限額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助対象団体は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定する期日までに芸術文化振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20%以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、芸術文化振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助対象団体は、第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、芸術文化振興事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（中止又は廃止）について承認の可否を決定し、芸術文化振

興事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（状況報告）

第9条 規則第10条の規定により、市長が必要と認めたときは、補助対象団体は、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象団体は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、速やかに芸術文化振興事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- （1）収支決算書
- （2）補助対象経費となる領収書（写し）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は芸術文化振興事業補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 補助対象団体は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、芸術文化振興事業補助金交付請求書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- （1）芸術文化振興事業補助金額確定通知書（写し）
 - （2）その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、芸術文化振興事業補助金一括（分割）事前請求書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。
- （1）芸術文化振興事業補助金交付決定通知書（写し）
 - （2）その他市長が必要と認める書類

（決定の取消通知）

第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、芸術文化振興事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、芸術文化振興事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（補則）

第15条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 千葉市文化振興活動補助金交付要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

| | | |
|--------|---------------------|--|
| 補助対象経費 | 音楽・文芸・美術費 | 演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲・編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術・衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料等 |
| | 会場・舞台費 | 会場使用料（付帯設備含）、会場設営費・撤去費、音響・照明費、道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら・メイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、映写機材費、看板制作費等 |
| | 印刷費 | ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費（※）、図録印刷費（※）、チケット印刷費、入場整理券印刷費、台本印刷費（※）無料配布するものに限る |
| | 謝金・人件費 | 会場整理・警備賃金、原稿執筆謝金、審査員謝金、その他日当 |
| | 宣伝費 | 広告宣伝費、入場券等販売手数料 |
| | 記録費 | 録画費、録音費、写真費 （当該活動の成果として記録するものに限る） |
| | 通信費 | 案内状送付料 |
| | 旅費 | 出演者、講師の交通費及び宿泊料 （必要最低限度のものに限る） |
| | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費 | 消毒液、マスク、フェースシールド、ビニールカーテン等購入費 |
| | その他 | その他市長が適当であると判断した経費 |

| | |
|------------------------|---|
| 補助対象外経費 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 自らが管理する会場施設の会場使用料 (2) 有料配布するプログラム・図録等作成経費 (3) 弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費 (4) コンクール入賞賞金・賞品、花束・記念品代等 (5) 振込手数料 (6) 交際費・接待費 (7) 予備費、雑費等使途が曖昧な経費 (8) 事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経費 (9) その他市長が適当でないと判断した経費 |
| 予算書・決算書に計上できない経費 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 団体の財産となり得るものの購入や制作経費 (2) 事務運営管理に関する経費（事務所人件費を含む） (3) 行政機関に支払う手数料 (4) (1)～(3)のほか団体の自主財源により賄うべき経費 |
| 収 入 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業の実施に伴う収入（事業収入、主催関係団体以外からの収入） (2) 自己負担金（補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から補助事業の実施に伴う収入を差し引いた額） |
| 補 助 率 | 補助対象経費の2分の1以内（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） |
| 補 助 上 限 額 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民参加事業：200千円 (2) 市民育成事業：300千円（※） ※1年間あたりの上限額とし、補助期間は最大3年間とする。 ただし、毎年度の事業申請及び審査を必要とするため、2年目以降の採択、補助金の交付を保証するものではない。 (3) 市民参加特別事業：1,500千円 |
| 補 助 金 の 額 | 補助対象経費に補助率を乗じた額とする。ただし、補助上限額又は自己負担金のいずれか低い額を限度とする。 |
| 第2条第3項が適用される場合の補助金額の特例 | 第2条第3項の金銭的優遇が無かったものとみなして算定した補助金の額から、当該金銭的優遇の額と同額を差し引いた額 |

芸術文化振興事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度芸術文化振興事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

| | | | |
|-----------------------------------|---|---------------|-----|
| 設立(活動開始) 年月日(西暦) | 年 月 日 | ホームページ URL | |
| 構成員数(会員数) | 人(月 日現在) | | |
| 活動分野 | 音楽/演劇/舞踊/芸能/伝統芸能/美術/文芸/その他() | | |
| 連絡 担当者 | 役職 氏名 | 住所 | 〒 — |
| | TEL・FAX | | |
| | Email | | |
| 団体の趣旨・目的・ 活動内容等 | | | |
| 申請事業種別 | <input type="checkbox"/> 市民参加事業 <input type="checkbox"/> 市民育成事業 <input type="checkbox"/> 市民参加特別事業 | | |
| 申請事業名 | | | |
| 開催日 | | | |
| 補助金交付申請額 | 円 | | |
| 千葉市暴力団排除 条例に係る誓約 (確認後チェック☑) | <input type="checkbox"/> 申請団体は暴力団ではありません。 <input type="checkbox"/> 役員は暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 申請する事業は暴力団の利益になる事業ではありません。 <input type="checkbox"/> 申請書及び会員名簿に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。 | | |
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(付表1) ・収支予算書(付表2) ・規約又は会則、会員(役員)名簿(実行委員会の場合は、構成団体一覧・構成員名簿も添付) ・活動実績資料(チラシ・パンフレット) | | |

住 所
団 体 名
代表者名 様

芸術文化振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市芸術文化振興事業補助金について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

| | |
|-----------|--|
| 補 助 事 業 名 | |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 補助金交付予定時期 | 年 月 日 |
| 交 付 条 件 | <ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(補助対象経費の20%以内の変更等軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市芸術文化振興事業補助金交付要綱を順守すること。 |

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

芸術文化振興事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

（注）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電話番号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付決定を受けた
下記事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市芸術文化振興事業
補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

| 補 助 事 業 名 | | |
|-----------------|--------------------|--|
| 事 業 の 内 容 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変 更（中止・廃止）の理由 | | |
| 変 更（中止・廃止）予定年月日 | | |
| 添 付 書 類 | 変 更（中止・廃止）に伴う関係書類等 | |

住 所
団 体 名
代表者名 様

芸術文化振興事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付申請のあった千葉市芸術文化振興事業変更（中止・廃止）承認申請について、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1 事業名

2 申請事項について

承認

不承認

(理由：)

3 その他

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

芸術文化振興事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電話番号

電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付決定のあった
下記事業が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類
を添えて報告します。

| | |
|---|----------------------------|
| 事 業 名 | |
| 日 時 | 年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分 |
| 会 場 | (千葉市 区) |
| 事 業 内 容 (公演の場合: 演目、曲目、 幕構成、主な出演者、主なス タッフ等) (展示の場合: 展示作品の種 類、点数、主な作品名、出品 者等) | |

| | |
|----------------------------|--|
| 事業の成果 | |
| 当該補助金の活用による効果 | |
| 今後の課題 | |
| 出演（出展）者 | 人（うち、一般参加者 人） |
| 観客動員 | 人（うち、一般観客動員 人） |
| 共催者・後援者 ・協賛者名等と その役割 | |
| 特記事項 | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 収支決算書（付表1） <input type="checkbox"/> 補助対象経費となる領収書（写し） <input type="checkbox"/> 活動実績資料（チラシ・パンフレット、記録写真等） |

※欄に記載しきれない場合は、別紙をご利用ください。（A4判縦、形式自由）

住 所
団 体 名
代表者名 様

芸術文化振興事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市芸術文化振興事業実績報告書により、下記のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

| | |
|------------|---|
| 補 助 事 業 名 | |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 補助事業の経費精算額 | 円 |
| 補助金の確定額 | 円 |

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

芸術文化振興事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

補助事業者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電 話 番 号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市達市文第 号千葉市芸術文化振興事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

| | |
|-----------|---|
| 補 助 事 業 名 | |
| 補助金の確定額 | 円 |
| 補助金の既交付額 | 年 月 日交付 円 |
| 補助金の交付請求書 | 円 |
| 添 付 書 類 | (1) 千葉市芸術文化振興事業補助金額確定通知書の写し (2) その他市長が必要と認めるもの |

年 月 日

芸術文化振興事業補助金一括(分割)事前請求書

(あて先) 千葉市長

補助事業者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先

電 話 番 号

電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括(分割)事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

| | |
|-----------|--|
| 補 助 事 業 名 | |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 補助金の既交付額 | 年 月 日交付 円 |
| | 年 月 日交付 円 |
| | 計 円 |
| 交 付 請 求 額 | 円 |
| 添 付 書 類 | (1) 千葉市芸術文化振興事業補助金交付決定通知書の写し (2) その他市長が必要と認めるもの |

住 所
団 体 名
代表者名 様

芸術文化振興事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令市文第 号により通知した千葉市芸術文化振興事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

| | |
|-----------|--|
| 補 助 事 業 名 | |
| 補助金の交付決定額 | |
| 取 消 額 | |
| 取消後の交付決定額 | |
| 取 消 の 理 由 | |

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所
団 体 名
代表者名 様

芸術文化振興事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項・第2項の規定により次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

| | |
|-----------------|-----------|
| 補 助 事 業 名 | |
| 補助金の交付決定額 | |
| 補助金の既交付額 | 年 月 日交付 円 |
| | 年 月 日交付 円 |
| | 計 円 |
| 補助金の交付確定額 | |
| 返 還 す べ き 金 額 | |
| 返 還 を 命 ず る 理 由 | |
| 返 還 方 法 | |

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。